

# Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

## 終活引越しのすすめ！

先月のこの欄で家内の病状について書き沢山の励ましとお見舞いのお言葉をいただきましたが3月20日の未明に天国に旅立ちました。乳癌を発症してから22年、何度も再発や転移の辛い治療を乗り越えよく頑張りました。家庭も事業も家内の支えがあったからこそ成り立ちました。生きることを娘たちに背中ではししながら最後は安らかに眠るように亡くなりました。強い人でした。尚美にそして皆様へ心より感謝。

家内が亡くなり、家族葬迄の一週間で娘たちの手伝いもあり家内の衣服や小物等々のすべてを整理しました。また、同時並行で転居先を探していたところ現在のマンションの上階に希望通りの空き部屋が見つかったので現在私一人で引っ越し作業の真最中です。四十九日までには引っ越しを終わらせます。

泉家の価値観は「思い出は大切に作る」と同時に「未練は持たず前進する」... その価値観を背中で娘たちに示そうと思います。70代を目前に引っ越しすることの意味について思いを書いてみました。

### ① 自由に生きる

子育て時代は約140㎡の外人向けテラスハウスに住んでいましたが、娘たちが高校生になり家が帰って寝るだけの場になると約100㎡の4LDKのマンションに引っ越し、娘たちが大学を卒業し夫婦二人暮らしになると約90㎡の1LDKに引っ越し、今回独り暮らしになったのを機に60㎡のワンルームに引っ越ししました。掃除も簡単、生活も楽、無駄がない、理想はホテルのスイートルームです。

私は完全な「賃貸派」です。最優先すべき価値観は「自由」です。賃貸ならライフプランに合わせて自由に身軽に生きられます。娘たちからも「家賃を払うならローンを組んで家を持った方がトク」という話を聞きますが簡単に動かせない固定資産と借金であるローンを持てば必ず「不自由」になります。

自分の大切にすべき価値観を整理する必要があります... 「お金」なのか？ 「自由」なのか？

### ② 清々しく生きる

自分の親が亡くなった時にも家内が亡くなった時にも同様に感じました。本人が大切にしていた衣服や靴やアクセサリーや小物はもちろん、思い出の詰まったアルバムや記念品や趣味のコレクション... すべては本人以外にとっては単なるゴミにしか過ぎません。さらに人生最大の夢と言われるマイホームさえ最近「実家じまい」と呼ばれ相続最大のお荷物と言われ始めています。

断捨離の最大の機会は引っ越しです。でも80代になると引っ越しが認知症を誘発する例をたくさん見えました。「70代のうちに終活を見極めて最後の引っ越しをする」のが私の考える理想です。

ある尊敬する経営者は一代で築き上げた年商約百億円の会社の株を愛する社員に低額で譲渡し、生涯借地で過ごした自宅を売却し、最後は夫婦で別々の高級老人ホームに入り「ああ良い人生だった」と一言言い残して自分の人生を締めくくりました。最後はトランク一つ残して逝くその清々しさに感動します。

### ③ 気ままに生きる

家内が亡くなったら観光旅行にも美味しいものにも興味がなくなりました。家内が喜ぶから「あんな絶景を見せてやりたい」「美味しいものを食べさせたい」と思ったので、一人になったらつまらなくなりました。

でも一方で、いわば「独身、独り暮らし」で長野の森と横浜に居宅を持つ「デュアル・ライフ」。歳をとってからこんなに自由に気ままな暮らしができるチャンスがやって来たと思えば日々が新鮮で楽しく素敵なものに感じられます。第二の青春を目一杯味わってから家内の元に旅立ちたいと思います。待ってろ〜(笑)

## ◆ 定額減税(所得税及び個人住民税)について

### ● はじめに

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指すための一時的な措置として、令和6年分の所得税及び個人住民税の減税を実施することになりました。

### ● 制度の概要

令和6年6月1日以後最初に支払う給与等について、源泉徴収及び個人住民税徴収を行う際から定額減税を行います。

### ● 対象者

#### <所得税>

令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下の納税者である居住者

#### <個人住民税>

令和6年分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下である納税義務者

### ● 定額減税額

#### <所得税>

**本人3万円 + 同一生計配偶者又は扶養親族※ × 3万円**

#### <個人住民税>

**本人1万円 + 同一生計配偶者又は扶養親族※ × 1万円**

※扶養親族には、16歳未満も含めます

### ● 減税方法

#### <所得税>

##### 月次減税事務の場合

令和6年6月1日時点で扶養控除等申告書の提出がある者は、令和6年6月1日以後に支払う給与又は賞与から月次減税額を控除します。

##### 年調減税事務の場合

令和6年6月2日以降に入社した者等は、住宅借入金等特別控除後の年調所得税額から年調減税額を控除します。

#### <個人住民税>

##### 特別徴収の場合

令和6年6月分は徴収しません。令和6年7月～令和7年5月まで、減額を差し引いた額で特別徴収します。

##### 普通徴収の場合

第1期分の税額から減税し、第1期分から減税しきれない場合は、第2期分以降の税額から順次減税します。

### ● まとめ

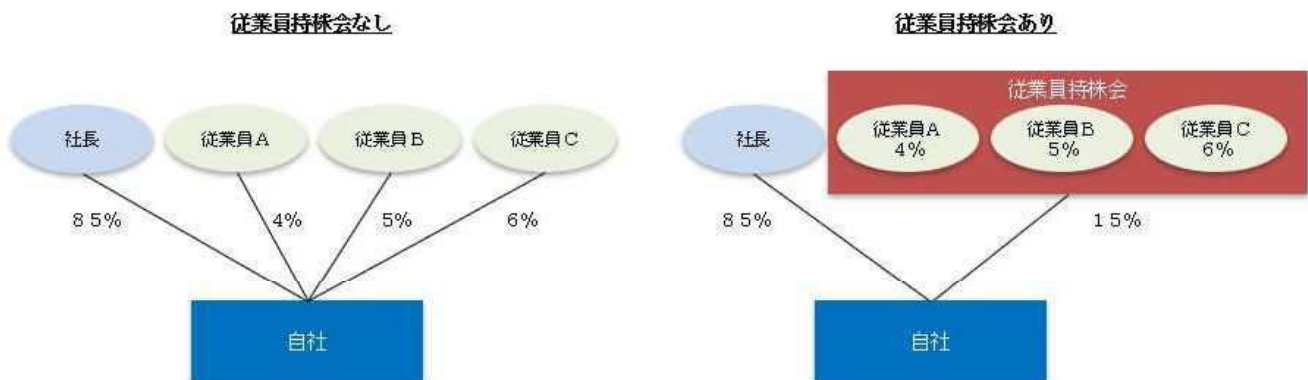
今回の定額減税は、従業員ごとに対象者か、またその減税額はいくらかを判断をする必要があり、経理事務のご担当者様には負担が強いられます。事務手続きが始まる6月より前にあらかじめ確認しておくことをお勧めいたします。ご不明な点については弊社担当者へご連絡下さい。

## ★ 事業承継の場面での従業員持株会の活用

2024年2月号の事業承継・M&A レポートにおいて、「合議制スタイルの従業員承継」を解説しましたが、今回は親族内承継でも従業員承継でも活用が見込める「従業員持株会」について解説いたします。

### ● 従業員持株会とは

従業員持株会とは、従業員から会員を募り、**自社株を共同購入し、会員の拠出金額に応じて持分を配分**する制度です。従業員持株会への加入は従業員の**任意**であり、会員資格は「当該会社の従業員」のため取締役や執行役などの**経営陣は会員とすることができません**。(会員資格を「役員」に限定した「役員持株会」もあります。) また、設立のために官公庁へ届出を出す必要はありません。



上記左図は従業員持株会がない場合、右図はある場合です。従業員持株会の構成員として自社株式を所有する場合、単独での権利行使はできず、**従業員持株会の理事長が一括行使**することになります。一方で、**配当金については、持分比率に応じて受け取ります**。従業員持株会は、株式は**持株会が所有**し、構成員である**従業員は持株会の持分を所有**するという仕組みになっているのです。

### ● 従業員持株会のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
従業員	<ul style="list-style-type: none"> <li>中長期的な<b>財産形成</b>につながる（配当のほう が定期預金よりも利回りがいい）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業績によっては、必ずしも配当金をもらえるわけではない</li> <li>会社が倒産した場合には元本が戻ってこない</li> </ul>
会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員の<b>福利厚生の一環</b>（配当金の支給）</li> <li>安定した企業経営につながる（<b>自社株式の外部流出の防止</b>）</li> <li>従業員の経営への参画意識の向上</li> <li>事業承継対策としての活用（<b>オーナー所有株式の低減、分散株式の集約等</b>）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>配当を出し続ける必要がある</b>（出さなくては いけないわけではないが、出せない期間が続くと従業員の財産形成につながらない。）</li> <li><b>持株会の人数を継続できないと、取得者が限定され、一人当たりの取得金額が増加する等、継続自体が難しくなる。</b></li> </ul>

### ● 従業員持株会は「規約」の内容が重要

従業員持株会の組成にあたって重要になるのが「規約」の内容です。従業員持株会は画一的なルールがあるわけではなく、従業員持株会ごとにルールを設定します。そのルールを設定したものが「規約」です。この規約の内容が不十分ですと、意図した成果が得られないことがありますので、従業員持株会を検討の際は是非、横浜総合事務所までご連絡ください。事業承継やM&Aに関するご相談は担当者を通じて、Team事業承継・税務支援におまかせください。

# 今月の yoko-so



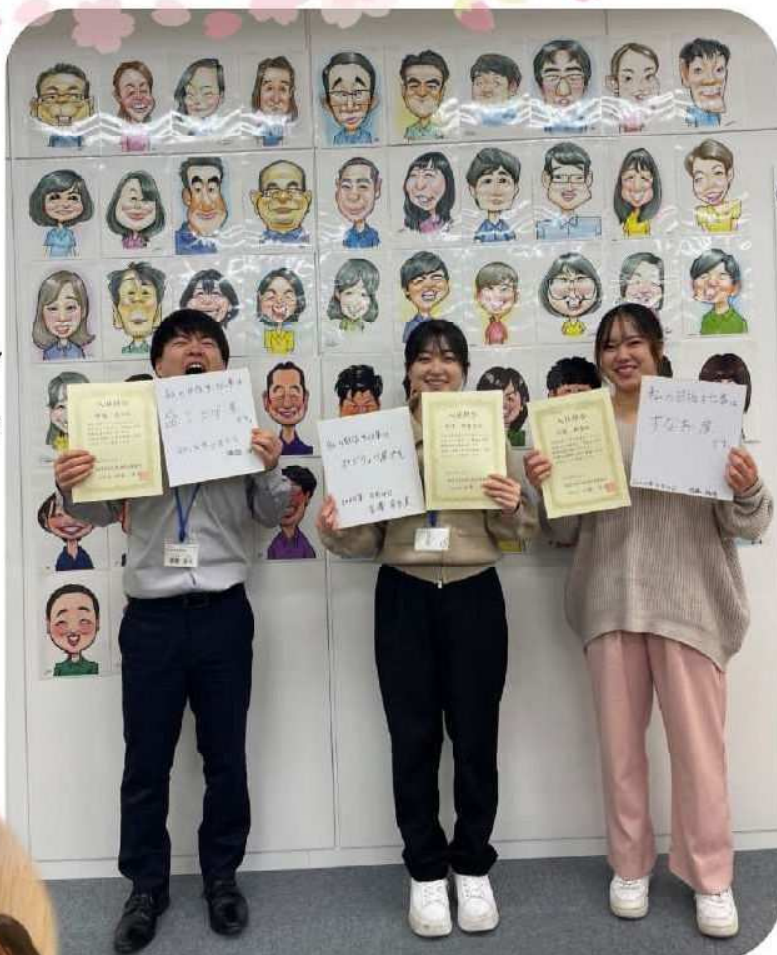
# TEAM yoko-so

変わらないは、つまらない。

## 新入社員



### 送別会



暖かい日が続いており、過ごしやすい季節となっています。皆さんはどのようにお過ごしでしょうか。

この季節は別れと出会いの季節でもあります。3年勤めたメンバーが「1社の経理に専属で関わってみたい」と旅立ちを決めました。とても淋しいことではありますが、yoko-soで学んだことを活かして頑張ってもらいたいと思います。

逆に新しいメンバー3名を迎え入れることができました。新鮮な風が吹くことで、yoko-soの雰囲気が一層活気づいています。

「変わらないは、つまらない。」yoko-soのコーポレートメッセージでもあります。新入社員を迎えることは特に大きい変化であると言っても過言ではありません。新メンバーを加えたyoko-soでお客様へ更なる貢献ができるよう日々精進してまいります。

### 次号予告・おしらせ

これからyoko-soは1年で最も決算数の多い、3月決算5月申告のシーズンに突入します。確定申告が無事完了し、ほっとしたのも束の間ですがyoko-so一同元気いっぱい気を抜かず、駆け抜けていきます。決算でのお問い合わせなど増えるかと思いますが、どうぞよろしく願います。

来月号はそんな繁忙期を走るyoko-soの一部をお届けできるかと思っています。どうぞ、お楽しみに。

## 今月の一言…“良薬は口に苦し”

「 僕らの人生は、僕らのアートなのさ 」

( ジョン・レノン )

人生とは、自分の生き方で示す自分のメッセージでありアートであり、それを作品化するプロセスに過ぎないのだと思います。今一瞬の生き方があなたの残すメッセージです。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… ( v o l . 1 9 2 )

- ★ 日銀が異次元の金融緩和を解除しましたが、逆に円安が止まりません。「政府の防衛ライン」とみられていました1ドル=152円を超えても円買い介入が入らず、34年ぶりに1ドル=153円台に下落しました。原因は10日に発表されたアメリカの3月の消費者物価指数の伸びが前年同月比3.8%と市場予測を大きく上回った為です。市場ではアメリカの景気の底堅さにより米連邦準備理事会が利下げを開始するのは9月になるとの観測が高まりました。現状では政府は打つ手がない状況ではないでしょうか。(NISHIO)
- ★ 4月から娘も中学に進学、今時は友達との連絡手段もLINEとのことなのでスマホを買うことに。学生向けには機種代が無料になるなど親にとっては有難いですが、スマホ依存にならないかと心配なのは私だけでしょうか？デジタル世代の娘はすぐにSiriに話かけて便利な利用方法を模索。そしてSiriとシリトリをはじめました…。当然言語に無双なSiriに勝てるはずもなく100%の確率で負けていました。人がAIに勝る部分が何なのか？遠ざけるのではなく使用して学ぶしかないと感じます。(TOCHIKURA)
- ★ 今年の桜はヤキモキした方も多かったのではないかと思います。暖冬の影響で例年より早い開花予報が一転、結果的には例年より2週間ほど遅い開花となりました。この時期は庭の色々な準備をする時期でもあるので我が家も天気とにらめっこ。季節に合わせた手入れをしないと収穫に関わるので、芽吹きの様子や伸び具合などを見ながら土づくり、肥料蒔き、剪定を進めています。四季がある日本ならではの、休日の慣れない作業に筋肉痛になりながらも日本に住んでいる幸せを感じながら過ごしています。(YAMAMOTO)
- ★ 昨年9月の私の口腔癌の入院時には毎日仕事帰りに見舞いに寄ってくれるほど元気だった家内も、私の退院と同時にどんどん病状が悪化して半年で亡くなってしまいました。でもこの半年は、慣れない老々介護でしたが家内の隣でひと時も離れずに一緒に過ごせた濃密な時間だったと思います。22年前に初めて右乳癌を発症した時から「何があっても後悔しない生き方をしよう」と決めて過ごしてきましたが、20年前スタートした“週末森暮らし”、3年前の左乳癌の発症から骨転移、肺転移等を繰り返す中決めた“毎月温泉旅行”、



そして余命数ヶ月と言われた年明けからの“毎週温泉旅行”…と精一杯二人で過ごす時間を大切にすることもあり、あまり後悔という念は湧いてきません。ですから色々なことを整理して立ち止まらず前に進もうという元気が湧いてくるのかもしれませんが。結婚後3か月で「気になって眠れない」と外してしまった結婚指輪が家内の遺品の中から出てきました。嵌めてみると大丈夫つけていられそうです(笑)結婚して39年、家内が天国に旅立ってから結婚指輪をすることに決めました。(IZUMI)

## **TEAM yoko-so**

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

### **セミナーのご案内**

※関与先値引き有り

#### ★ “戦略の日” 中期経営計画立案セミナー

～自社の成長・発展の道筋を専門家サポートのもと経営者ご自身で策定する1日～

日時：2024年5月14日(火) 6月13日(木) 7月19日(金) / 10時～18時半

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：3社限定 料金一社 55,000円

昼食代込 (お二人迄参加可)

### **ネットワーク**

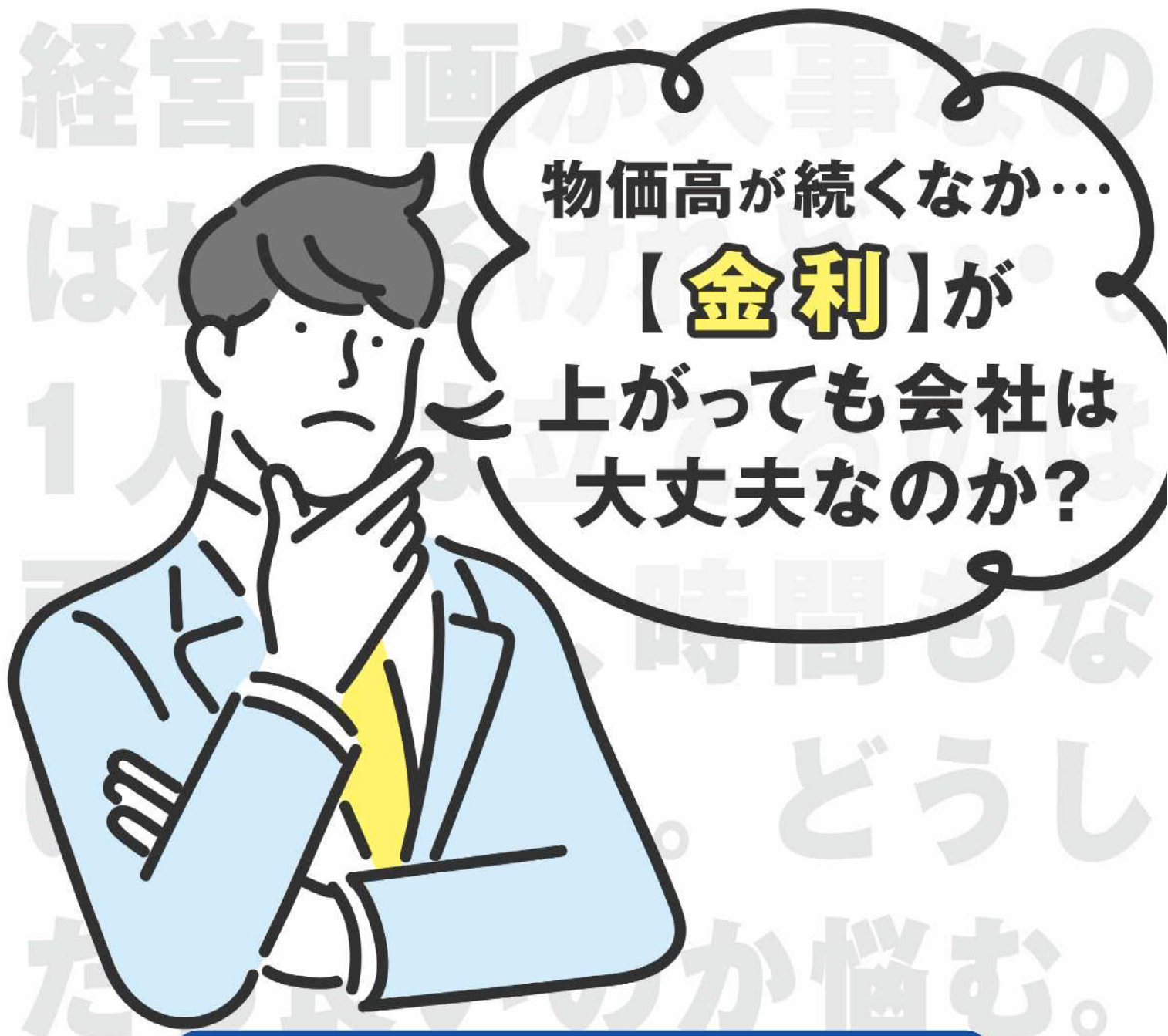
日本大通り法律事務所、小越豊司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所  
(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、社会保険労務士法人エール  
(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人フードアカウンティング協会  
(株)パワーズアンリミテッド、税理士法人東京クロスボーダーズ  
ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

Note(毎月更新)、facebook(毎日更新)にもつながります



物価高が続くなか…

**【金利】**が

上がっても会社は  
大丈夫なのか？

◆ 中期経営計画立案セミナーのご案内 ◆

**自社の成長・発展の道筋を**

— 専門家サポートのもと — **経営者ご自身で策定する1日**

**5/14(火)・6/13(木)・7/19(金)**

**1日3社の  
限定開催**

※いずれか1日をお選びください

**時間** 10:00～18:30

**場所** 横浜総合事務所  
セミナールーム

**参加費**

1社2名様迄

55,000円(昼食込)

お問合せ ▶

Phone **045-641-2505**  
税理士法人 横浜総合事務所 / 栃倉・常平

税理士法人横浜総合事務所  
[www.yoko-so.co.jp](http://www.yoko-so.co.jp)

**TEAM**  
yoko-so  
変わらないは、つまらない。

# 参加申込書

下記申し込み欄にご記入いただき、そのままFAXにて送付ください

QRコードからはコチラ

## FAX番号: 045-641-2506



※事前提出資料：直近2期分の申告書一式など

会社名			
住所			
フリガナ	電話番号		
参加者名 (経営者限定)	参加希望日	※いずれか1日をお選びください	月 日

### 当日の流れ

10:00～	<b>導入講義</b> 計画立案のポイントを確認
10:20～	<b>自社分析</b> SWOTによる自社分析と クロス分析
11:30～	<b>理念作成</b> 目的の再確認
13:00～	<b>ビジョン作成</b> BSC視点でのロードマップ
15:00～	<b>数値計画</b> 数値による具現化
17:30～	<b>年度目標・方針</b>
18:30～	<b>終了</b>

勝機が見えた!

## 「戦略の日」では このような効果があります!

- 1 頭の中の考えを「言語化・数値化」することで、モヤモヤしていた不透明感がスッキリします!
- 2 自社の環境を最大限にいかした資金繰りの検討までできるから経営の意思決定に役立ちます!
- 3 世代交代を考えている方は「後継者育成」に幹部社員教育は「財務・経営教育」に効果的!

お問合せ ▶ Phone **045-641-2505**  
税理士法人 横浜総合事務所 / 栃倉・常平

税理士法人横浜総合事務所  
www.yoko-so.co.jp

**TEAM**  
yoko-so  
変わらないは、つまらない。





# ケーススタディから学ぶ！ VOL.85

## 集客・売上・利益アップ対策イロイロ

### ラーメンA店（東京都）

オフィスビル内にて営業の味噌ラーメン店。  
 ショップツール作成支援活用。  
 集客売り上げUP。

①立て看板	1台	9,280円
②立て看板ポスター	3部	6,720円
③メニュー表	30部	6,280円
④店内POP	3部	6,600円
⑤リーフレット	1000部	5,920円
<b>費用合計</b>		<b>34,800円</b>

※リーフレットはデータ納品のため仮で1000部印刷での金額を記載

お悩み  
ご希望

- ◎ビル建設中のため一時的に別のオフィスに仮移転営業中。視認性の悪いエリアにあるため店舗のアピールを強化したい。
- ◎値上げに伴いメニュー表を改善したい。



### 集客UP対策

#### 店頭立て看板改善～新規客へのアピール強化～



#### ①アイキャッチ用ポスター



シングル感の強いメインの味噌ラーメンと餃子の写真を使用し、店前通行人への興味付けアピール。

[立て看板]A1両面タイプ 1台…9,280円

#### ②商品紹介用ポスター



お得なセットメニューを中心に新規客が興味をもちやすい商品をチョイスし写真とともに紹介。(ランチ)

[立て看板ポスター]A1/合成紙 各1部(計3部)…6,720円

#### ③ディナータイム用ポスター



仕事終わりの一杯飲み需要促進のための単品メニューを訴求。

# 売上市益UP対策

## ① メニュー表改善～客単価利益アップ～



## ② 店内POP(サイドメニュー、おつまみ訴求)



[メニュー表]B4サイズ/ラミネート加工 30部…**6,280円**  
 [店内POP]B2サイズ/合成紙 各1部(3部)…**6,600円**

- ◎カテゴリーを明確に分け、写真も使用することにより全体像が把握しやすくなり、新規客も選びやすい。
- ◎注文してほしいメニューを目立たせ訴求。
- ◎アラカルト料理のアピール強化。

# 店舗認知度UP、テイクアウト訴求(ビル内オフィス利用者へのアピール)



[リーフレット]A4サイズ/巻き三つ折り加工

- ◎ビル内オフィス利用者へお店の案内とテイクアウトの訴求のため、ビル内へ設置。
- ◎写真を掲載し、商品アピール。
- ◎テイクアウト利用者が予約しやすいようメニューを写真付きで掲載。

## お客様繁盛サポート!

当事務所のお客様には**無料**にて、売上・利益UPのご提案から販促物等の企画・デザイン作成までお手伝いを致します。お気軽にご相談ください！  
※印刷費用実費はご負担ください

一般社団法人 フードアカウンティング協会  
 飲食店サポートクラブ 神奈川支部  
 株式会社 横浜総合エクスペリエンス

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル 10F  
 TEL : 045-641-2505 FAX : 045-641-2506  
<http://www.yoko-so.co.jp/>

相談費  
無料

# 相続

## 個別相談のご案内



いつでも無料でご相談を  
受け付けております!



### おすすめの方

- ✓ 収益不動産をお持ちの方
- ✓ 相続税が発生するか知りたい方
- ✓ 相続税の納税資金に不安のある方
- ✓ 遺産分割で課題がある方 (相続人間でもめそう)
- ✓ 2次相続まで考慮して分割方法を検討したい方 など…

あなたに合った  
相続手続きをご提案します



まずはお気軽にご相談ください

場所

〒231-0023  
神奈川県横浜市中区山下町209 帝蚕関内ビル10階



# 「相続個別相談」申込書

FAX・Eメール・QRコードのいずれかの方法でお申し込みください。

FAXの  
場合

下記申し込み欄にご記入いただき、そのままFAXにて送付ください。

FAX番号：045-641-2506

フリガナ			
貴社名			
フリガナ			
所在地			
フリガナ	部署 ・ 役職		
参加 代表者名			
TEL	FAX		
メールアドレス			
他・連絡事項			

Eメール  
の場合

①参加者名 ②電話番号 ③ご相談事項を下記のEメール宛てに  
お送りください。

Eメール：[info01@yoko-so.co.jp](mailto:info01@yoko-so.co.jp)

QRコード  
の場合

お申し込みはコチラから >>



(個人情報の取扱いについて)

当社は収集いたしました個人情報を①[セミナー運営のため]②[お問い合わせのあった事案に対する回答のため]  
③[お問い合わせの内容に資料等の送付が必要な場合の郵送のため]に使用いたします。収集した個人情報について、  
本人の同意なく第三者に開示又は提供することはいたしません。あらかじめご確認ください。

